

那覇首里公民館印刷機賃貸借契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と ※落札業者※ （以下「乙」という。）との間に、首里公民館印刷機（以下「印刷機」という。）の賃貸借契約について次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、乙が甲に印刷機を賃貸し、甲はそれに対して賃借料を支払うことを目的とする。

（契約対象印刷機及び設置場所）

第 2 条 この契約の対象印刷機及び設置場所は「別表 1」のとおりとする。

（賃貸借期間）

第 3 条 印刷機の賃貸借期間は令和 8 年 11 月 1 日より令和 13 年 10 月 31 日までとする。

（賃貸借料）

第 4 条 契約期間中の賃借料は総額 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とし、各年度の賃貸借料支払い金額および支払い方法は「別表 2」のとおりとする。

（賃借料の支払）

第 5 条 前条の賃借料は、分割して毎月分を支払うものとし、乙は毎月書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙からの適法な賃借料金の請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

3 甲が前項の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払い金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

4 甲は、契約期間中において、乙の責によらない理由で印刷機を使用しない期間もしくは使用できない期間があったとしても乙に対する賃貸借料の支払いを免れない。

（印刷機の所有権）

第 6 条 印刷機の所有権は乙に属し、甲はそれを善良なる注意義務を払って使用し、管理しなければならない。

（設置費用の負担）

第 7 条 この契約に基づく印刷機の設置のために要する全ての費用は、乙の負担とする。

（設置の確認）

第 8 条 印刷機の設置日は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、印刷機を第 2 条の設置場所に設置し、使用できる状態にしたときは、甲が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という）の検収後、書面にてその旨を甲に通知しなければ

ばならない。

3 乙は、前項の確認に立ち会わなかったときは、確認の結果について異議を申し立てることができない。

4 乙は第2項の確認に合格しないときは、直ちに当該物品の補修又は取替えをして検査職員の確認を受けなければならない。

（契約不適合責任）

第9条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という）は、甲は、乙に対し、目的物の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求するものとする。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

（賃貸借料金減額請求権）

第10条 契約不適合のある場合、甲は相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて賃貸借料金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに賃貸借料金の減額を請求することができる。

2 前項の契約不適合が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による賃貸借料金の減額を請求することができない。

（技術指導等）

第11条 乙は印刷機の導入に際し、甲が必要とする基本的技術指導を行うものとする。

2 乙は、契約期間中に甲より技術指導等の要望があれば、速やかにこれに対応するものとする。

3 前項の技術指導にはトラブル時の機器の状況確認も含み無償とし、乙はその状況や要因等について甲に説明しなければならない。なお、状況確認後、有償による修繕が必要な場合は、乙は有償になる旨を甲に説明したうえ対応するものとする。

（設置場所の移動）

第12条 甲は、第2条に定める設置場所を変更する場合はあらかじめ乙に通知するものとする。この場合、印刷機の移動にかかる費用については甲の負担とする。

（保 守）

第13条 乙は、甲と協議の上、メーカー保証期間後の印刷機の保守を行う。

（保 険）

第14条 乙は、機器に動産総合保険を付保し、その保険料は乙が負担する。

2 動産総合保険の内容等については、別紙「動産総合保険内容」のとおりとする。

（損害賠償）

第15条 乙は、甲が故意又は重過失によって印刷機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

(特約事項)

第 16 条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結日に属する年度の翌年度以降において、当該契約にかかる甲の歳出予算において減額または削除があった場合、甲は、この契約を変更または解除することができる。

(借主の契約解除権)

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するとき、又はこの契約の各条項に違反したときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結または義務の履行について不正の行為があったとき。
- (2) 正当な理由なく、納期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙、又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収する。

(貸主の契約解除権)

第 18 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(印刷機の引き取り)

第 19 条 第 3 条、第 16 条、第 17 条及び第 18 条により、この契約が終了し、または解除された場合、甲は印刷機を速やかに乙に返還しなければならない。

2 印刷機の引き取りにかかる費用は乙が負担する。

3 乙は印刷機を引き取る際、印刷機に含まれた情報を完全に消去し、その作業にあたって知り得た情報を外部にもらし、又は他の目的に利用してはならない。

(合意管轄)

第 20 条 本契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 21 条 この契約に定めのない事項又は生じた疑義については、甲乙間で協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙

別表 1

設置場所		機 種
施設名	所在地	
那覇市首里公民館	那覇市首里当蔵町 2-8-2	

別表 2

年 度	月数	支 払 い 金 額 (税込み)	
		月 額	年 額
令和 8 年度 11 月～3 月	5	月額 円	円
令和 9 年度	12	月額 円	円
令和 10 年度	12	月額 円	円
令和 11 年度	12	月額 円	円
令和 12 年度	12	月額 円	円
令和 13 年度 4 月～10 月	7	月額 円	円
計	60	計 円	